

伝達事項（高齢介護課）

I 過誤申立の電子化について

- (1) 令和7年2月受付分より過誤申立の電子申請の受付を開始しました。
迅速・正確な手続きを行うために、原則として電子での申請をお願いします。
- (2) 電子申請の開始に伴い、過誤申立書の様式（電子申請用）を作成しました。
電子申請時は新しい様式をご利用ください。

※詳細については、市ホームページ（ページ番号：91835560）をご参照ください。

<https://www.nishi.or.jp/jigyoshajoho/kaigojigyotetsuzuki/kaigokyufu.html>

II ケアプラン点検について

令和6年1月よりケアプラン点検の委託を開始し、令和6年度には市内60事業所に対して点検を行いました。

ケアプラン点検は、ケアマネジメントのプロセスを踏まえ利用者の「尊厳の保持」、「自立支援」に資する適切なケアマネジメントとなっているかを、基本となる事項を介護支援専門員とともに検証確認しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」とは何かを追求し、その普遍化を図り健全な給付の実施を支援するために行っています。

なお、ケアプラン点検は、介護支援専門員を批判するものではなく、保険者とともにレベルアップを図るものです。そのため、点検者も介護支援専門員も対等な立場で実施するものです。

また、ケアマネジメントに関する基本方針やケアプラン自己点検シートについては、市ホームページ（ページ番号：81248137）に掲載しております。

<https://www.nishi.or.jp/kurashi/kaigohoken/seidotoriyo/kihonhoushin.html>

Ⅲ 家事援助限定型訪問サービスについて

(1) 家事援助限定型訪問サービスについて、実施の目的等の再周知を行いますので、ご確認の上、適正な運営にご協力をお願いいたします。

詳細については市ホームページ（ページ番号：18014213）をご確認ください。

<https://www.nishi.or.jp/jigyoshajoho/kaigojigyo/tetsuzuki/jigyo-kaigoyobo.html>

家事援助限定型訪問サービス ～ 事業創設の目的 ～

- ◆「家事援助限定型訪問サービス」では、ヘルパー資格ではない、市の研修を修了した「介護予防・生活支援員」が生活援助のみを提供できます。

西宮市では、多様な人材の参入促進を図り、人材のすそ野の拡大を進め、一方で介護福祉士等の専門職については限られた人材として、より高度な専門性が必要なケアを提供する人材に特化し、機能分化を進めて行くことを目的とし、本事業を実施しています。

1

訪問型サービスの利用について ～ 「家事援助限定型」か「予防専門型」か ～

- ◆ 訪問型サービスの利用に当たっては、訪問型サービスで生活援助のみの利用をする場合においては、家事援助限定型訪問サービスの利用となります（予防専門型訪問サービスは利用できません）。
- ◆ ただし、生活援助のみの利用であっても、①直近の訪問調査結果における「認知症高齢者自立度」がⅡa以上又は精神疾患等がある利用者であって、訪問介護員等の有資格者による専門的なサービス提供が必要と判断された場合や、②利用者の居宅の日常生活圏域内等に指定家事援助限定型訪問サービス事業所がない場合は、予防専門型訪問サービスの利用が認められます。
- ◆ 予防専門型訪問サービスをケアプランに位置づけた場合は、身体介護の利用がある等の場合であっても、位置づけた理由を介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランに必ず記載してください。なお、正当な理由の記載がない場合、第1号事業支給費の返還対象となる場合があるため、留意してください。

2

令和6年度介護保険サービス事業者等に対する集団指導
西宮市からの伝達事項【資料8 高齢介護課からの伝達事項】

(2) 令和6年度より、介護予防・生活支援員養成研修修了者を雇用して家事援助限定型訪問サービスを提供された事業者を対象とした給付金制度を創設しました。

詳細については、市ホームページ（ページ番号：69578477）をご参照ください。

<https://www.nishi.or.jp/jigyoshajoho/kaigojigyo/koyo-kyuhukin.html>

家事援助限定型訪問サービス ～ 研修修了者への情報提供 ～

【求人と求職が速やかに結びつくための取り組み】

- 令和6年度は、介護予防・生活支援員養成研修(全3日間)を3回（6月、9月、12月)実施し、計110名が修了されました。
- 指定事業所の求人と研修修了者の求職が速やかに結びつくよう、研修修了者の方に下記の情報を提供しています。
- 研修開催前に各事業所に電子メールで情報提供に関するご案内等を送付しています。積極的にご活用ください。

実施内容	
1	家事援助限定型訪問サービス 法人・事業所一覧の配布(全事業所掲載)
2	研修修了者の採用に意欲的な事業所のチラシ・パンフレットの配布(申込必要)
3	事業所から修了者へのPRタイム・お仕事相談会(申込必要)
4	ハローワークに提出された求人票を修了者に配布(申込必要)

3

西宮市介護予防・生活支援員 雇用促進給付金について

- ◆ 介護予防・生活支援員養成研修修了者を雇用して家事援助限定型訪問サービスを提供された事業者を対象とした給付金制度を創設しました。

項目	説明
対象事業者	ヘルパー資格を持たない介護予防・生活支援員養成研修修了者を新たに雇用し、雇用した日の翌日から起算して6か月以内に本市指定家事援助限定型訪問サービスに30回以上従事させた事業者
給付金額	5万円(介護予防・生活支援員一人につき)
申請期間	対象となる介護予防・生活支援員が30回目の本市指定家事援助限定型訪問サービスに従事した日の翌日から起算して3か月以内に申請してください
申請方法	必要書類を高齢介護課に提出してください。

4

以上

【問合せ先】

西宮市 高齢介護課 給付・適正化チーム

TEL0798-35-3048